DEL SOL KIDS CLUB
デルソル・キッズクラブ

Shamooz,Inc.
シャムーズ株式会社

**要保管**

# 2027 年度 児童クラブ入所案内

児童クラブは、保護者が就労などの理由により放課後等家庭にいない児童のために、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。
この入所案内には、児童クラブの入所申込手続き、利用方法、入所料等について記載しています。
申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

## 1. 入所申込について

**★【2027 年４月１日からの入所希望者】　詳細は、２ページをご参照ください。**

| | | 一次受付 | 二次受付*1 | 三次受付*2 |
|---|---|---|---|---|
| 新規入所郵送/メール受付期間 | 始 | 2026 年 11 月 11 日(水) | 2026 年 12 月５日(土) | 2027 年１月９日(土) |
| | 至 | 2026 年 12 月 ４日(金) | 2027 年 １月８日(金) | 2027 年２月 19 日(金) |
| 施設開放日(見学/質疑応答) | | 2026 年　11 月　７日(土)　8:00～11:30　※土曜開所日・入退室自由 | | |
| 新規入所来所受付日時*3 | | 上記期間のうち、休日を除く開所時間内<br>※来所の前にメールやお電話でご一報をお願いいたします。 | | |
| 入所の可否*4 | | 2027 年２月３日(水)頃 | 2027 年２月 17 日(水)頃 | 2027 年３月５日(金)頃 |

＊1 二次受付の方は一次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ、一次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。
＊2 三次受付の方は二次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ、一次と二次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。
＊3 来所受付につきましては、デルソル・キッズクラブ（朝日町 14-3）にて受付いたします。
＊4 郵送またはメールにて通知します。入所申込書にメールアドレスをご記載いただけますと、メールにて通知書を PDF ファイルで送付させていただきます。

**★【2027 年５月以降の入所希望者（随時受付）】**

※学校長期休業時の申請も含みます。
※入所希望日の４ヵ月前から申請できます。
※毎月、入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

| | |
|---|---|
| 受付期間*5 | 入所希望月の**前月 15 日まで**の受付（毎月）　例：７月入所は６月 15 日が締切日 |
| 受付方法 | ・郵送（消印有効）または来所（月～土　開所時間のうち 午後１時～午後７時まで）<br>・メール（随時受付）申込書・就労証明書等を添付して info@delsolkids.jp へ送付 |
| 受　付　先 | 藤沢市朝日町１４－３ 第３榎本ビル 1F-B デルソル・キッズクラブ |
| 入所の可否 | **毎月 20 日頃**　「入所決定通知書」または「入所不承認通知書」を送付いたします。 |

＊5 締切日を過ぎると、入所希望月の申請は受付できませんのでご注意ください。

## 2027年４月１日からの新規入所希望者受付方法について

### ■ 新規入所

**(1) 郵 送**

- 送付先
  〒251－0054　神奈川県藤沢市朝日町１４－３　第３榎本ビル 1F-B デルソル・キッズクラブ
- 郵送に係る費用は申込者様負担となります。料金不足は受け取れませんので、ご注意ください。
- 郵送事故等による不着の場合は、申込みをお受けしたことになりませんので、ご注意ください。
  配達を確認したい場合は、追跡可能なレターパック等をご利用ください。
- 消印有効とします。申込期日に余裕をもって、ご提出ください。
- 到着後、申込書記載の連絡先にご連絡することがあります。
- 申込期日までに提出された書類をもとに入所判定を行います。送付書類および内容を確認し、不備のないよう郵送してください。判定に係る部分が確認できない場合は、不利になることがありますので、ご注意ください。

※「預金口座振替依頼書」の提出が別途必要となります。
入所の可否発送時に同封、または施設にて配布いたしますので、来所または郵送にてご提出ください。
なお、提出された日にちにより、引落し開始月が替わる場合があります。

**(2) 来 所（１次のみ）**

| | |
|---|---|
| 時間 | 開所時間（午後１時～午後７時）　※受付日はP1 記載 |
| 場所 | デルソル・キッズクラブ　（藤沢市朝日町１４－３　松本歯科矯正歯科様 裏手） |

**(3) メール**

- 送付先
  info@delsolkids.jp
- 書式は当クラブホームページ（https://delsolkids.jp）からもダウンロードできます。
- Excel または PDF 形式でご提出ください。

# 2. 入所要件について

児童クラブの入所については、次の①～⑦の要件を満たしている必要があります。

ただし、障がいのある児童及び特性のある児童については、障がいや特性の有無のみを理由として一律に入所を制限するものではなく、児童が安全に生活し、集団活動に参加できるよう、必要な支援や合理的配慮について、保護者との面談等にて個別に確認し、検討させていただきます。

その際、保護者は、児童の状況、必要な支援の内容、緊急時の対応等について、必要な範囲で情報提供等にご協力ください。

① 藤沢市内に在住または在学の小学生であること

② 放課後等において、次の理由のため保護者が不在となる家庭の児童であること

就労/求職/就学/疾病・負傷/障がい/看護・介護/災害/出産・産休中

③ 学校、児童クラブ及び家庭間の移動について、必要な支援の内容を確認の上、児童クラブで対応可能であると判断できること

④ 食事、排せつ、更衣、身辺の整理等の日常生活動作について、必要な支援の内容を確認の上、児童クラブで対応可能であると判断できること

⑤ 集団生活への参加について、必要な支援の内容を確認の上、児童クラブで対応可能であると判断できること

⑥ 他の児童又は職員の安全確保に著しい支障を生じさせるおそれがないこと

⑦ 自傷・他害、飛び出し等について、必要な支援や合理的配慮を講じても安全確保が著しく困難でないこと

なお、次の場合は利用の停止または退所を求めることがあります。

・他の児童又は職員の生命身体に重大な危険を及ぼす行為が継続する場合

・必要な支援体制を講じても安全確保が困難と判断した場合

・保護者との協議及び改善の取組を行っても状況の改善が認められない場合

※施設長が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

**⑴ 求職中の利用について**

入所後３ヵ月目の 15 日までに、就労・就学証明書による就労または内定が確認できない場合は、退所となります。

また、入所後３ヵ月目の７日までに就労を開始する必要があります。

入所後年度途中で退職された場合も同様となります。（例：５月 31 日退職の場合、８月 15 日までに提出。提出ができなかった場合は、8月 31 日で退所）

**⑵ 就学中（保護者）の利用について**

申込時点で、就労・就学証明書を提出してください。

ただし、入所月より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後３ヵ月目の１５日までに要件を満たすための保護者の状況が確認できる書類の提出が必要です。確認できない場合は、退所となります。

**⑶ 出産・産休中による利用について**

出産および産休（産後８週）中は利用できます。

ただし、出産を理由に入所された場合は、産後８週後の月末までの利用となります。

**⑷ 育児休業中の利用について**

① 育児休業中は原則利用できません。

② 育児休業から復職される際は、復職される前月 1 日からの利用が可能です。当社から復職の予定等を確認させていただき、承認通知または不承認通知を発送いたします。

③ 復職の予定が決まっていない育児休業中の方は、次の条件を満たせば利用できます。

(ア) 一次受付、二次受付、三次受付の育児休業中以外の世帯の入所者がすべて決まった後、定員に空きがあれば入所が可能です。

(イ) 年度途中で育児休業を取得する場合、児童クラブの待機児童の有無にかかわらず、希望をすれば退所せずに年度内は入所することができます。ただし、翌年度の入所の可否については（ア）に準じます。

(ウ) 育児休業中の方が空きを待っているときに、通常の申込があった場合は通常申込者が優先となります。

(エ) 出生児が満１歳に達する翌年度の５月 31 日までに復職しない場合は、５月 31 日までで退所となります。

(オ) 複数の育児休業取得世帯から入所申込があった場合は、「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」を基に入所児童を決定します。

# 3. 提出書類について

適確な審査を実施するため、必要な書類の提出をお願いします。※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。
申込期日までに必要な書類の提出がない場合は、不利になることがあります。

① 児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）
② 判定に必要な添付書類　※下記表を参照
・保護者の方それぞれについて提出が必要です。
勤務先等で証明（ご記入）いただく書類もございますので、申込期間に間に合うようにご準備ください。
・必要添付書類は発行日から３ヵ月以内のものをご提出ください。
・きょうだいで同時に申込みをする場合には、１部を原本とし、コピーでの提出を可とします。
・当社様式（◎印のある書類）以外での提出は判定の際に不利になることがありますので、ご注意ください。
③ 預金口座振替依頼書（入所決定後）　※入所料等のお支払いは口座振替となります。
銀行への手続きは、当社にて行いますので銀行への直接提出は不要です。

**★【保護者の状況を示す書類について】**

| 保護者の状況 | 必要添付書類 |
|---|---|
| 就労・自営<br>※内定・予定を含む<br>（会社員、公務員、自営業、専従者、内職、農業等） | 就労・就学証明書◎　※複数の勤務先がある場合は、所定の用紙をコピーして使用してください<br>※所定の用紙に雇用主（事業主）が証明したものを提出してください<br>内定の場合は、入所後３ヵ月目の 15 日までに就労先が確認できる（身分証明書など就労先が明示されている）書類をご提出ください<br>※家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください |
| 就学 | 就労・就学証明書◎<br>入所日より前に、卒業、退学される場合は、入所後３ヵ月目の 15 日までに保護者の状況を示す書類の提出が必要となります |
| 求職中 | 申込時点での書類提出は不要ですが、指定期日までに就労・就学証明書の提出が必要となります |
| 疾病・負傷 | 医師による意見書（診断書）◎　※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください<br>※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です |
| 障がい | 障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの |
| 看護・介護 | 看護（介護）の必要性がわかる書類（医師の診断書・障がい者手帳等の写し）<br>※看護（介護）状況申告書◎　※所定の用紙に看護（介護）者が記入してください |
| 出産 | 母子健康手帳の写し（母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの） |
| 災害 | 罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの |

※就労・就学証明書【注意事項】

① 就労・就学証明書の押印は原則不要となりますが、就労・就学証明書の提出にあたっては、必ず勤務先、就学先が作成した証明書を提出してください。

② 提出書類に偽造、改ざん等あった場合は、入所取消しとなる場合があります。（すでに入所している場合は退所となります。）

★【加点項目を判定するための書類について】

| 加点項目 | 必要添付書類 |
|---|---|
| ひとり親世帯 | 戸籍謄本<br>※入所申込書（保護者の方）ご本人のものが必要です。<br>※外国籍の方は、戸籍謄本が発行できないため、「申立書」と「住民票」と「海外に国籍があることが判断できる書類(在留カードの写しなど)」をご提出ください。 |
| 離婚調停中（または離婚協議中などの理由により配偶者と別居している世帯等も含む） | 離婚調停中と判断できる書類（調停期日等呼出状、家庭裁判所における係属証明書等）<br>※離婚協議中などの理由により、配偶者と別居中などの場合は、「申立書」と「ご事情を判断できる書類(住民票・調定期日等呼出状・家庭裁判所における係属証明書等)」をご提出ください。 |
| 養育者世帯 | 養育者申告書（ホームページからダウンロードするか、来所された際にお申し出ください） |
| 障がいを有する児童 | 身体障がい者手帳、または療育手帳等の写し |

★【入所料の減額に関する書類について】

| | 必要添付書類 |
|---|---|
| 生活保護受給者 | 生活保護受給証明書 |
| 市県民税額による減額対象者 | 所得（課税）証明書または非課税証明書 ※すでに減額済みの場合は提出不要です |

# 4. 入所可能な児童クラブについて

## (1) 指定の児童クラブについて

- 原則として大道小学校に通学する児童が入所できます。
- **私学に通学する場合**
  市内在住の児童は「学校に近い児童クラブ」と「住所による指定児童クラブ」のどちらか、市外在住児童は「学校に近い児童クラブ」と「最寄駅に近い児童クラブ」のどちらかを選択してください。
- **慣例区以外の理由により就学指定校を変更した場合**
  変更後に大道小学校に通学する児童が入所できます。ただし、当社が運営する児童クラブに入所することを理由にした就学指定校変更はできません。藤沢市にて就学指定校変更を行い、「就学指定校変更承認済証明書」のコピーを下記期日までに当クラブまでご提出ください。
  なお、下記期日までに提出がない場合または希望していた小学校への入学ができない場合は、変更前の小学校にある児童クラブでの申込扱いとなり、入所判定の対象となる時期が変わりますので、ご注意ください。

＜就学指定変更承認済証明書　提出期日＞

| 申込書提出日 | 提出期日 |
|---|---|
| 一次受付期間 | 2027年1月29日（金） |
| 二次受付期間 | 2027年2月12日（金） |
| 三次受付期間 | 2027年3月1日（月） |

### ⑵ 複数事業者の運営する児童クラブがある小学校区について

- 複数事業者が運営するクラブがある小学校区については、どちらかを選択することができます。※重複しての申込みはできません。ただし待機先の児童クラブとして他事業者の児童クラブを選択することができます。
- 他事業者が運営する児童クラブへ入所を希望する場合は、各事業者の入所申込書を使用してください。
- 他事業者が運営する児童クラブについてのお問合せは、各事業者へお願いいたします。利用料金・開所時間等が事業者によって異なります。

### ⑶ 待機先の児童クラブについて

指定の児童クラブが定員に達し入所することができなかった場合に備え、申込み時に以下の４つから選択することができます。待機先の記入不足、未記入は、対応致しかねますので、**必ず申込書に記載**してください。

**① 空きがあれば近隣の児童クラブ*4 へ入所しながら指定の児童クラブの空きを待つことを希望する**

希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。
待機先へ入所後も指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。
ただし、最初の連絡開始日を含む２日以内に連絡が取れない場合は、次の優先順位者に移行します。

**② 空きがあれば近隣の児童クラブ*4 へ年度内は入所を希望する**

希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。
待機先へ入所後は指定の児童クラブに空きが出た場合でも年度内はご連絡いたしません。

**③ 自宅待機（申込みを継続し、空きを待つ）**

指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。ただし、最初の連絡開始日を含む２日以内に連絡が取れない場合は、入所申請を取消しとさせていただき、次の優先順位者に移行します。

**④ 申込みを取下げる**

入所不承認通知書をもって入所申込みはキャンセルとなります。
提出書類は破棄します。再度、入所を希望される場合は申込書等を提出してください。

※ ① ②について

- 複数の児童クラブを記入することができます。※優先順位をつけてください。
- 同学区（大道小学校区）のすべての児童クラブを待機先として記入し、優先順位（１位～）をつけた上で、学区外の児童クラブを待機先として記入することが可能です。
- 希望した待機先の児童クラブに空きがなければ自宅待機となります。指定の児童クラブまたは希望する待機の児童クラブに空きができた場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡します。
- 申込提出時にできる限り希望するすべての待機先児童クラブをご記入ください。待機先として学区外の児童クラブを選択することも可能ですが、対象の学区内の入所者がすべて決まった後、定員に空きがあれば入所が可能です。
  ※　学校から児童クラブの距離などによって、学区外の児童クラブへの通所の安全性が確保できない場合は、市と協議の上、入所をお断りさせていただく可能性がございます。
- 申込書提出後に希望する待機先の児童クラブの追加および変更等があった場合には、申し出のあった日の該当判定月から追加・変更となります。申請書提出時の受付期間とは異なる場合があります。
- 他事業者の児童クラブへの入所が決定した場合は、入所申込書の「同意署名欄」に署名をいただいたうえで、書類一式を事業者間で引継ぎます。
- 児童クラブは、年度ごとに入所申込みが必要となります。そのため、申込状況により年度ごとに異なる児童クラブに入所となる場合があります。

## 5. 入所の判定について

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員（受入可能な人数）を定めています。
定員を超える場合は藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準に基づき、入所受入可否の判定を行います。
※詳細は、別紙「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」をご確認ください。
**判定は、申込期日までに提出されている書類に基づいて行います。**「3.提出書類について」（4～5 ページ参照）で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

## 6. 児童クラブの概要

### (1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行います。

① 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
② 遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
③ 生活の場を提供し、生活習慣を身につける
④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
⑤ 地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
⑥ その他、児童の健全な育成を助ける活動

### (2) 開所日と開所時間

※児童クラブからの帰宅は安全面を第一に考え、原則保護者等のお迎えをお願いしています。

① 平日（月曜～金曜日）
- 通常授業時 ⇒ 午後 0 時 30 分～午後 7 時 00 分
- 短縮授業時 ⇒ 午前 10 時 30 分～午後 7 時 00 分

② 土曜日、学校行事等振替休日 ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分

③ 長期休業日（春・夏・冬休み） ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分

※午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録が必要となります。

### (3) 延長利用について

午後 6 時～午後 7 時は延長利用登録をすることにより、ご利用できます。ご利用にあたり別途延長利用料が発生いたします。
年度途中で利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。なお、延長利用登録中は延長利用がなくても延長利用料が発生するため、延長利用が不要となる場合は、延長利用中止申請を行ってください。

※利用の登録がないまま、午後 6 時以降の利用をされた場合は、登録をしていただきます。

### (4) 休所日

① 日曜日及び国民の祝日、1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日～31 日
② その他、施設責任者が必要と認める日
③ 災害等により小学校が休校となった日

### ⑸ 指導員体制

開所時間帯は基本的に常時複数の指導員により運営を行います。

### ⑹ 各種申請について

児童クラブ入所後の各種申請は以下のとおりです。申請内容によって期日が異なります。ご注意ください。

**延長利用申請**　：延長利用を始めるとき

期　日：速やかに
備　考：申請日によっては、入所料とは別に延長利用料のみお支払いいただく場合があります。

**延長利用中止申請**　：延長利用をやめるとき

期　日：中止する月の月末
備　考：期日に遅れると延長利用料が発生します。
　　例：８月１日から延長を利用しない場合、申請する中止月は７月となります。

**休　所　申　請**　：病気やケガ以外の理由で月の初日から末日まで児童クラブをお休みするとき

期　日：休所する前月の月末
備　考：該当月のおやつ代ならびに延長料金のお支払いが不要です。

**特別休所申請**　：病気やケガで児童クラブを長期休所するとき

期　日：速やかに
備　考：特別休所期間中は入所料・おやつ代・延長利用料のお支払いが不要です。
　　医師による診断書等の提出が必要です。
　　注意）入所料は月単位となります。日割計算はできませんのでご了承ください。

**特別休所終了申請**　：特別休所を終了するとき

期　日：特別休所を終了する前月末

**退　所　申　請**

期　日：退所する月の15日まで
備　考：期日に遅れると入所料が発生します。申請の取り消しはできませんのでご注意ください。
　　例）８月１日から児童クラブを利用しない場合は７月が退所月となり、７月15日までに申請してください。
※自己都合の場合、退所後２ヵ月間は再入所することができません。

**住所変更申請**

期　日：速やかに
備　考：住所変更により、転校される場合は特に注意してください。
※　異動は月初めを基本とし、異動先の児童クラブが定員に達している場合は待機となります。

**姓　変　更　申　請**　：姓が変更になったとき

期　日：速やかに
備　考：提出が必要な書類があります。詳細につきましては、お問合せください。

# 7. 料金について

## (1) 入会金について

当社が運営する児童クラブを初めて利用される際、初回の入所料と合わせてお支払いいただきます。
入会金は１度お支払いいただくことで、卒業まで有効となり再入所の際は不要となります。
既にかわせみ児童クラブまたはチンチロ児童クラブで入会金をお支払いされている場合は不要です。

＜児童１人の入会金＞

| | |
|---|---|
| 入会金 | 8,500 円 |

## (2) 入所料について

＜児童１人の入所料（月額）おやつ代 2,000 円、システム費 500 円を含む＞

| １・２年生 | ３・４年生 | ５・６年生 |
|---|---|---|
| 17,500 円 | 16,500 円 | 12,500 円 |

※児童クラブ入所中は、その月に児童クラブの利用がなくても入所料がかかります。
※入所料の日割り計算はできません。
※入所料には、課外活動等の特別行事の費用は含まれておりません。特別行事に参加される場合は、別途費用をご負担いただきます。
※アレルギーによる完全除去が必要な場合については、おやつ代を免除といたします。

## (3) 延長利用料について

＜児童１人の延長利用料（月額）＞

| 基本延長利用料 | 個人市県民税額による入所料減額世帯 | きょうだい共に延長登録する場合２人目より | 生活保護受給者世帯 |
|---|---|---|---|
| 2,000 円 | 1,000 円 | 1,000 円 | 免除 |

※延長利用料の日割り計算はできません。
※延長利用登録をされている場合は、延長利用の有無に関わらず延長利用料が発生いたします。
※延長利用申請日によっては、延長料金を別途お振込みしていただく場合があります。（手数料保護者負担）

## (4) お支払い方法について

ご指定の口座より毎月 27 日（27 日が休業日の場合は翌営業日）に当月分を引落しさせていただきます。
口座振替依頼書のご提出がない場合および引落し手続きの期日を過ぎてからのご提出となった場合は、金融機関での振込みとなり、振込みにかかる手数料はご負担をお願いしております。

## (5) 入所料等の滞納について

入所料等を期限までに納付いただけない場合は「督促状」を送付いたします。
３ヵ月分滞納となった場合は「最終督促状」を送付し、期限までに納付の確認ができない場合は退所となります。児童クラブの安定した運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

### ⑹ 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

① 生活保護世帯
- 入所料減額（月額）：5,000 円
- 必要書類　　：生活保護受給証明書
- 提出期日　　：前月末日

② 世帯の個人市県民税額に基づく算定額が年額 12 万円未満
※すでに減額されている場合は提出不要です。
- 入所料減額（月額）：12 ページの表により減額
- 必要書類　　：所得（課税）証明書　または　非課税証明書

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の該当年＞

| | 4～6 月分 | 7 月分～ |
|---|---|---|
| 新規申込 | 令和８年度（令和７年分） | 令和９年度（令和８年分） |

※市役所納税課または各市民センターで発行しています。
※令和８年度（令和７年分）は 2026 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村が発行します。
※令和９年度（令和８年分）は 2027 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村が発行します。
※証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。
※証明書の扶養欄に扶養している人数の記載があることを確認してください。記載がないと減額される金額が少なくなります。

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の提出について＞

| | |
|---|---|
| 必要 | 父　母 |
| | 学生でない兄または姉 *5 |
| | 祖父　祖母　その他同居人（住民票上同一世帯の場合） |
| 不要 | 学生の兄または姉 *5 |
| | 弟または妹 |

※住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得（課税）証明書または非課税証明書が必要となります。（単身赴任、別居の保護者等を含む）。
＊5 令和８年度（令和７年分）は 2025 年 12 月 31 日時点
　　令和９年度（令和８年分）は 2026 年 12 月 31 日時点で学生だった場合は提出不要です。

- 提出期日：下表参照

| | 4～6 月分 | 7 月分 | 8 月分～ |
|---|---|---|---|
| 新規申込<br>または入所中で未申請 | 前月末日 | 2027 年６月１日（火）<br>～<br>2027 年６月 15 日（火） | 前月末日 |

※郵送での提出は、消印有効となります。
※提出期日を過ぎた場合は、翌月分からの適用となります。遡っての減額はいたしません。

【算定方法】

| 市県民税年額 −（33,000 円 × 0～15 歳の扶養人数 + 12,000 円 × 16～18 歳の扶養人数） |
|---|

市県民税年額 + 税額控除分 −(33,000 円 × 0～15 歳の扶養人数 + 12,000 円 × 16~18 歳の扶養人数)
例) 市県民税額(年額) 父:120,000 円 母:10,000 円
税額控除額※ 父:5,300 円 母:0 円
0 ～15 歳の子:1 人(父が扶養)
16 ～18 歳の子:1 人(母が扶養)

| | 年額の市県民税（a） | 税額控除額（b） | 0～15 歳 | | 16～18 歳 | | 算定後の金額 a+b −(c+d) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人数 | 金額（c）（人数×33,000 円） | 人数 | 金額（d）（人数×12,000 円） | |
| 父 | 120,000 円 | 5,300 円 | 1 人 | 33,000 円 | 0 人 | 0 円 | 92，300 円 |
| 母 | 10,000 円 | 0 円 | 0 人 | 0 円 | 1 人 | 12,000 円 | 0 円 |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | 92,300 円 |

※算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

**※税額控除額とは、調整控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除等を指します。税額控除欄に記載のある市民税額・県民税額を合算します。(税額控除前所得割・配当割譲渡所得割は除きます。)**

**市県民税額に基づく算定額の世帯合計が 92,300 円となり、○ページの対応表より月額 1,250 円の減額を受けることができます。**

＜確認用＞

| | 年額の市県民税（a） | 税額控除額（b） | 0～15 歳 | | 16～18 歳 | | 算定後の金額 a+b −(c+d) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人数 | 金額（c）（人数×33,000 円） | 人数 | 金額（d）（人数×12,000 円） | |
| 父 | 円 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 | 円 |
| 母 | 円 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 | 円 |
| その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | 円 |

【市県民税額の確認方法】※以下のいずれかで確認することができます。

- 「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- 「市民税・県民税納税通知書」

上記2つは、市県民税額の確認のみとなります。減額の申請書類として使用することはできません。

- 市役所で発行している「所得（課税）証明書」
  （証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります）

＜減額対応表＞

| 市県民税に基づく算定額（年額での世帯の合計額） | | | 児童一人あたりの<br>入所料減額（月額） |
|---|---|---|---|
| ０円 | | | 5,000円 |
| 1円 | ～ | 14,999円 | 4,590円 |
| 15,000円 | ～ | 24,999円 | 4,170円 |
| 25,000円 | ～ | 34,999円 | 3,750円 |
| 35,000円 | ～ | 44,999円 | 3,340円 |
| 45,000円 | ～ | 54,999円 | 2,920円 |
| 55,000円 | ～ | 64,999円 | 2,500円 |
| 65,000円 | ～ | 74,999円 | 2,090円 |
| 75,000円 | ～ | 84,999円 | 1,670円 |
| 85,000円 | ～ | 94,999円 | 1,250円 |
| 95,000円 | ～ | 104,999円 | 840円 |
| 105,000円 | ～ | 119,999円 | 420円 |

# 8. 児童クラブ確認事項について

以下の内容を確認し、**児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）に同意の署名**をお願いします。
ご不明な点は、お問合せください。

| | |
|---|---|
| 1 | 入所案内及び入所判定基準を理解し、申込みをすることに同意します。 |
| 2 | 提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認する場合があります。 |
| 3 | 提出書類の内容が事実に相違した場合は、入所取消しとなる場合があります。 |
| 4 | 定員超過のため指定の児童クラブに入所できず待機となった後、入所可能の連絡に対し、連絡開始日を含む２日以内に連絡が取れない場合は次の優先順位者に移行されます。 |
| 5 | 保護者が退職または求職中となった末日から３ヵ月目の 15 日までに、入所後３ヵ月目の７日までに就労を開始した（する）ことが確認できる就労証明書（内定を含む）を提出しない場合は退所となります。年度途中で退職または求職中となった場合も同様となります。 |
| 6 | 自己都合により退所した場合は、原則２ヵ月間は再入所することができません。<br>例）８月末退所の場合は、11 月１日から入所可能（受付は入所前月の 10 月 15 日が締切） |
| 7 | 年度途中で家庭の状況が変わった場合は、児童クラブにお伝えください |
| 8 | 入所料（月額）を３ヵ月分滞納し、最終督促に応じない場合は、入所取消しとなります。 |
| 9 | 学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。 |
| 10 | プールや遠足などの行事において保護者の協力をお願いすることがあります。（任意） |
| 11 | お子様の日々の生活の状況について、相談等のための個人面談をお願いすることがあります。 |
| 12 | 児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。 |
| 13 | 特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。 |
| 14 | 延長利用中止申請および退所申請を期日までに行わなかった場合は、翌月の入所料等の支払いについて承諾します。 |
| 15 | 入所料の減額対象世帯は７月分以降の入所料の減額に関して、2027 年６月１日以降に「令和９年度（令和8年分）所得（課税）証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。 |
| 16 | 本申請に記載した情報・税情報等について、児童クラブの運営に必要な範囲で使用すること、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。 |
| 17 | 入所児童への適切な対応を図るため、小学校等との連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行います。 |
| 18 | 希望した児童クラブへの入所が不承認となり、他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合に限り、入所申請の円滑な受付を行うため事業間で関係書類を引き渡すことに同意します。 |
| 19 | 他事業者の運営する児童クラブに入所していたまたは入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。 |
| 20 | 保護者との連絡が取れない等、入所月の前月末日 16 時までに、入所の意志確認ができない場合は入所取消しとなります。　例：４月入所の場合、３月 31 日 16 時まで |

# 藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表

**１．保護者の状況**

| | 要　　件 | | | 点数 父 | 点数 母 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 就労・就学 | 平均的な１月（４週）の就労時間数 | １５５時間以上 | 14 | 14 |
| | | | １４５時間以上～１５５時間未満 | 13 | 13 |
| | | | １３５時間以上～１４５時間未満 | 12 | 12 |
| | | | １２５時間以上～１３５時間未満 | 11 | 11 |
| | | | １１５時間以上～１２５時間未満 | 10 | 10 |
| | | | １０５時間以上～１１５時間未満 | 9 | 9 |
| | | | ９５時間以上～１０５時間未満 | 8 | 8 |
| | | | ８５時間以上～９５時間未満 | 7 | 7 |
| | | | ７５時間以上～８５時間未満 | 6 | 6 |
| | | | ６５時間以上～７５時間未満 | 5 | 5 |
| | | | ６５時間未満 | 4 | 4 |
| | | 保護者が長期単身赴任をしている世帯 | | 14 | 14 |
| 2 | 求職中 | 就労のための求職活動のため、日中外出している | | 2 | 2 |
| 3 | 疾病・負傷・障がい | 疾病負傷 | ① 長期入院などにより、保育が完全に不可能な場合 | 16 | 16 |
| | | | ② 日中常時の保育が困難な場合 | 14 | 14 |
| | | | ③ 部分的に保育が困難な場合 | 10 | 10 |
| | | 障がい | ④ 身体障がい者手帳１～２級<br>精神障がい者保健福祉手帳１～３級、<br>療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合 | 14 | 14 |
| | | | ⑤ 身体障がい者手帳３級の交付を受けていて保育が困難な場合 | 12 | 12 |
| | | | ⑥ 身体障がい者手帳４級以下の交付を受けていて保育が困難な場合 | 10 | 10 |
| 4 | 親族の看護・介護 | 介護が常態・入院付添い等で保育が完全に不可能な場合<br>（重度障がい者、要介護５・４程度、療育手帳Ａ１程度に該当） | | 16 | 16 |
| | | 介護・通院・入院の付添い等で日中常時の保育が困難な場合<br>（要介護３程度、療育手帳Ａ２程度に該当） | | 14 | 14 |
| | | 介護・通院・入院の付添い等で部分的に保育が困難な場合<br>（要介護２・１程度、療育手帳Ｂ１程度に該当） | | 10 | 10 |
| 5 | 出産 | 母親が妊娠又は出産後の場合で保育が必要な場合<br>※産前は出産予定日の８週間前の日の属する月初日、産後は出産日から８週間を経過した日の属する月末まで | | － | 13 |
| 6 | 災害 | 火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧のために保育にあたれない場合<br>※災害の復旧に要する時間を基に、「１.自宅・就学」の基準を準用 | | 4～14 | 4～14 |
| | | | | A | B |

**２．加算・減算項目**

| | 児童の状況・環境 | | 点数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 学年状況 | 小学１年生 | +20 |
| | | 小学２年生 | +18 |
| | | 小学３年生 | +16 |
| | | 小学４年生 | +14 |
| | | 小学５年生 | +12 |
| | | 小学６年生 | +10 |
| 2 | ひとり親世帯その他これに準ずる世帯（離婚・死亡・行方不明・拘禁・未婚等に該当）<br>※離婚調停中または離婚協議中などの理由により、配偶者と別居している世帯等も含む | | +16 |
| 3 | 保護者に代わって65歳以上の祖父母等が児童を養育している世帯 | | +12 |
| 4 | 支払い期限から２か月以上経過して入所料の支払いをしていない世帯の児童（入所料１か月単位で５点減算） | | -5～ |
| 5 | 児童相談所からの要請が確認された場合 | | +10 |
| 6 | 児童の入所の必要性が、関係機関で確認された場合 | | +5 |
| 7 | 身体障がい者手帳または療育手帳・受給者証等を保有している児童、特別支援学級に在籍（相談予定含む）または医師等により心身障がいの診断をされた児童が入所を希望する場合 | | +6 |
| 8 | 上記５・６・７に該当する児童で介助員の配置などの特別の配慮が必要と判断される児童 | | +12 |
| 9 | 産休・育休を理由に退所し、休み明けの復職により再入所する場合 | | +2 |
| 10 | 定員を超えたため入所できずに待機中となっている児童（年度を越えない範囲で４か月経過毎に２点加算） | | +2～ |
| 11 | ２人以上のきょうだいが同一児童クラブを希望する場合は上のきょうだいに１人あたり１点加算（同学年のきょうだいの場合は２人に１点ずつ加算） | | +1 |
| 12 | 未就学児のいる世帯 | | +1 |
| | | | C |

合計（A父の状況+B母の状況+C加算・減算項目）＝

**２．加算・減算項目つづき**

・ 入所料の滞納が世帯で３か月以上ある児童、または、前年度以前に滞納がある児童については、点数に関係なく入所することができません。
・ 近隣の児童クラブに入所して、待機している児童については、待機の加点はありません。
・ 「１.保護者の状況」でひとり２項目以上に該当する場合は、点数の高い方を適用します。
・ 就労の時間については、就労証明書に記載の時間とします。

**３．判定に必要な添付書類**

| | １．保護者の状況 | 必要添付書類 |
|---|---|---|
| 1 | 就労・就学の場合<br>※内定・予定を含む<br><br>（会社員、公務員、自営業、専従者、内職、農業、就学等） | 就労・就学証明書　　※申込時に必ず添付してください。<br>・所定の用紙に雇用主（事業主）又は就学先が証明したものを提出してください。<br>・就労内定の場合は、入所後速やかに就労先が確認できる（身分証明書など就労先が明示されている）書類を提出してください。<br>・家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください。 |
| 2 | 求職中の場合 | ・申込み時点では就労証明書等の提出は不要ですが、入所後３か月目の１５日までに、入所後３か月目の７日までの就労開始がわかる就労証明書（内定含む）を提出することが必要です。<br>・就労内定となった場合は、就労後速やかに就労先が確認できる（身分証明書など就労先が明示されている）書類を提出してください。 |
| 3 | 疾病・負傷の場合 | 診断書（所定の用紙に医療機関で証明を受けてください）<br>※障がい者手帳の写しを提出する場合は、診断書の提出は不要です。 |
| | 障がいの場合 | 障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの |
| 4 | 看護・介護の場合 | ① 看護（介護）を必要とすることを証明できるもの（診断書、障がい者手帳､介護保険被保険者証の写しなど）<br>② 看護（介護）状況申告書（所定の用紙に記入してください） |
| 5 | 出産の場合 | 母子健康手帳の写し |
| 6 | 災害の場合 | 罹災証明書などの被害の度合いが確認できるもの |

| | ２．加算・減算 | 必要添付書類 |
|---|---|---|
| 1 | ひとり親世帯の場合 | 戸籍謄本<br>※戸籍謄本上ではひとり親と判断できない場合は、申立書とご事情を判断できる補足書類をご提出ください。<br>（補足書類の例）<br>①外国籍の方…申立書＋在留カードの写し＋住民票<br>②離婚調停中等の方…申立書＋離婚調停中とわかる書類（調停期日等呼出状、家庭裁判所における係属証明書等） |
| 2 | 養育者世帯 | 養育者申告書（所定の用紙を受付時にお渡ししますので、記入してください）<br>※里親は養育者に該当しません。 |
| 7 | 身体障がい者手帳または療育手帳・受給者証等を保有している児童、特別支援学級に在籍（予定含む）<br>または医師等により心身障がいの診断をされた児童が入所を希望する場合 | 身体障がい者手帳または療育手帳・受給者証（オレンジいろ（障がい児通所サービス）、みどりいろ（藤沢市地域生活支援事業）、ももいろ（障がい福祉サービス））等の写し、診断書など |

※　上記に定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合があります。

**４．選考方法**

・　「A父の状況+B母の状況+C加算・減算項目」で算定し、点数の高い順に決定をします。
・　点数の合計が同点の場合は、各事業者で「５.同一点数世帯の優先順位」を基に判断します。

**５．同一点数世帯の優先順位**

| 順位 | 状況 |
|---|---|
| 1 | 指定の児童クラブがあり、その児童クラブへ入所を希望する児童 |
| 2 | 児童相談所からの要請又は児童の入所の必要性が、関係機関で確認された場合 |
| 3 | 児童が低学年である世帯 |
| 4 | ひとり親世帯 |
| 5 | 生活保護世帯 |
| 6 | 個人市県民税額が非課税世帯 |
| 7 | 帰宅時間（終業時間に通勤時間を足した時間帯）の遅い世帯<br>※帰宅時間については保護者を比較して早い方の時間を基に判断します。（夜間勤務は除く） |
| 8 | 養育している未就学児の人数が多い世帯 |
| 9 | 同世帯に障がい者がいる世帯（要手帳の写し） |
| 10 | 入所料の滞納がない世帯 |

## 9. お問合せ　新規・随時お申込先

**【ご郵送受付】**
〒251-0054　神奈川県藤沢市朝日町１４－３　第３榎本ビル1Ｂ
デルソル・キッズクラブ
ホームページ URL https://delsolkids.jp/
施設電話番号：0466-53-8078
メールアドレス　info@delsolkids.jp

ホームページ

郵送受付の宛名としてご使用ください。

---

〒251-0054

神奈川県藤沢市朝日町１４－３

第３榎本ビル 1F-B

デルソル・キッズクラブ 入所受付　宛

入所申込書類在中

☐　未記入部分はありません

☐　書類の入れ忘れはありません

差出人
住　　所　〒
氏　　名